<u>重度介護前払特約</u> 中途付加のしおり・約款



くも く じ>



重度介護前払特約中途付加のしおり



約 款

重度介護前払特約

.....9ページ

▶ 特約中途付加についての大切な事項を記載しております。 必ずご一読いただき、保険証券とあわせて保管してください。



2021/3月

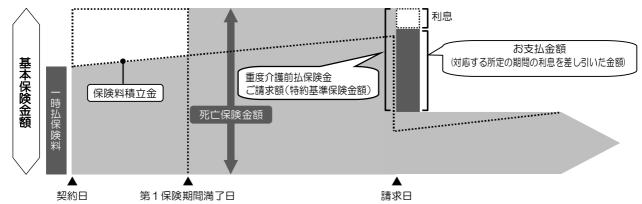
(**個** 個H-21-09 2021.1.27)

重度介護前払特約について

重度の要介護状態に該当した場合、 当社の定めるところにより、死亡保険金の前払請求を選択することもできます。

重度介護前払特約のしくみ図

[例] 5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い) (19)



お支払いする 保 険 金	お支払理由	お支払金額	受取人
重度介護前払保険金	公的介護保険制度にもと づき、要介護4以上の状態に該当していると認定 されたとき	請求日(※1)における次のいずれか大きい金額 ・特約基準保険金額(ご請求額)から、対応する 所定の期間の利息を差し引いた金額 ・特約基準保険金額(ご請求額)に対応する解約 返戻金相当額	被保険者

(※1)請求日は、当社の定める書類が当社に到着した日(書類に不備がある場合は、完備された書類が当社に到着した日)とします。

●お支払金額について

- ・お支払金額は、特約基準保険金額(ご請求額)から対応する所定の期間の利息を差し引いた金額または特約 基準保険金額(ご請求額)に対応する解約返戻金相当額のいずれか大きい金額となります。
- ・特約基準保険金額(ご請求額)から対応する所定の期間の利息を差し引いた金額をお支払いする場合、ご請求額から差し引く利息は実際の死亡時期によらず一定で、お支払い後、所定の期間より早期に死亡された場合でも差し引いた利息はお返ししません。

<お支払金額の例>

[例] 5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)(19)

	1 0 0 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			
請求明を担じています。			用いる利率 (※2) (※3) が 3.0 と険金額 (ご請求額) 10,000 米	
,	(%2)	所定の期間	差し引き金額(利息)	お支払金額(※4)
男性	65歳	7.5年	1,988.37 米ドル	8,011.63 米ドル
力性	80歳	4.1 年	1,141.35 米ドル	8,858.65 米ドル
/ -₩+	65歳	14.1 年	3,408.33 米ドル	6,591.67 米ドル
女性	80歳	6.9年	1,845.01 米ドル	8,154.99 米ドル

- (※2) 実際のお支払金額はご契約に適用される「利息の計算に用いる利率」および請求日時点の被保険者の年齢等により異なります。
- (※3)「利息の計算に用いる利率」は積立利率とは異なります。また、ご契約に適用される「利息の計算に用いる利率」は積立利率 に応じて定まります。
- (※4) 特約基準保険金額(ご請求額)に対応する解約返戻金相当額が上記のお支払金額をこえる場合、解約返戻金相当額をお支払いします。
- ・この特約の保険料は無料です。
- ・記載の内容は、2021年2月現在の公的介護保険制度によるものです。今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。
- ・お支払金額の例は、5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)(19)の例です。保険種類により内容が異なりますので、 ご契約時の「ご契約のしおり(一定款)・約款」をご確認ください。

●お取扱基準について

項 目	内容	
	・重度介護前払保険金の受取人(および被保険者代理人)は、主額の範囲内で、特約基準保険金額(ご請求額)を指定することでいただし、被保険者おひとりにつき、通算3000万円を限度とし(※1)指定する通貨は以下のとおりです。	ができます。(※1)
	保険種類等	通貨
	低解約返戻金型5年ごと利差配当付選択通貨建特別終身保険で円建ての場合 低解約返戻金型5年ごと利差配当付選択通貨建特別終身保険	選択通貨 (円) 選択通貨
特約基準保険金額 (ご請求額)	で米ドル建ての場合 5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)で、円建 終身保険に変更した場合	(米ドル) 円
	上記以外	指定通貨
	(※2) 特約基準保険金額(ご請求額)を外貨で指定するときは、請求日(ートにより円換算します。 (※3) 限度額は将来変更することがあります。	の当社所定の為替レ
	参照 当社所定の為替レートについて詳しくは「■当社所定の為替レート」(P5)	をご覧ください。
ご請求にあたって	・第1保険期間満了日の翌日以後にご請求いただくことができま ・請求日における被保険者の満年齢が65歳以上であることが必 ・ご請求にあたっては、請求書類や公的介護保険制度にもとづく 明する書類の提出が必要です。 ・なお、当社が必要と判断した場合には、事実の確認を行うこと る医師の診断を求めることがあります。	要です。 く要介護認定を証
保険金前払後のお 取 扱 い	 ・主契約の基本保険金額は、特約基準保険金額(ご請求額)と同額が請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、減額部分については解約返戻金を支払いません。 ・死亡保険金の一部にかえてお支払いした場合には、残りの基本保険金額の範囲内で、重度介護前払保険金を再度請求できます。 ・継続する部分の死亡保険金は、被保険者死亡時に死亡保険金受取人に支払われます。 ・ご請求額が基本保険金額(お支払いにあたっては所定の期間の利息を差し引きます)と同額である場合、そのお支払いに伴い、ご契約は保険金の請求日にさかのぼって消滅します。 	
その他	・重度介護前払保険金のお支払いは、特約基準保険金額(ご請求 するまで請求できますが、請求限度額に達したときは、本特約 ・円建終身保険へ変更できる保険種類で、円建終身保険へ変更す 消滅し、以後中途付加のお取扱いはできません。(5年ごと利益 建終身保険(一時払い)を除きます。)	は消滅します。 る場合、本特約は



- ●満年齢が64歳以下の方は、重度介護前払保険金のご請求はできません。
- ●重度介護前払保険金をお支払いする際には、特約基準保険金額(ご請求額)から対応する所定の期間の利息を差し引いた金額または特約基準保険金額(ご請求額)に対応する解約返戻金相当額のいずれか大きい金額をお支払いしますので、請求されなかった場合(同じ条件のもとで死亡保険金としてお受け取りいただいた場合)と比べてお支払金額が少なくなります。また、特約基準保険金額(ご請求額)から対応する所定の期間の利息を差し引いた金額をお支払いする場合、差し引く利息は実際の死亡時期によらず一定で、お支払い後、所定の期間より早期に死亡された場合でも差し引いた利息はお返ししません。
- ●重度介護前払特約の付加は、当社の他の商品も通じて被保険者おひとりにつき1契約に 限ります。
- ●重度介護前払保険金を被保険者がお受け取りいただく際には非課税ですが、被保険者が 亡くなられた時点ですでに受け取った保険金の残額がある場合には、被保険者の相続財 産となり、相続税の課税対象になります(2020年4月現在の税制に基づく記載であ り、将来変更となることがあります)。
- ●重度介護前払保険金が支払われる前に、死亡保険金、災害死亡保険金の支払請求を受け、 その保険金が支払われるときは、重度介護前払保険金はお支払いできません。
- ●この特約の給付にかかわる公的介護保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の 認可を得て、重度介護前払保険金のお支払理由を変更することがあります。

■ 外貨建保険にご加入の方へ

■円貨支払制度

重度介護前払保険金を外貨にかえて円貨でお受け取りいただけます。

項目	内容
しくみ	・保険金の受取人からのお申し出により、重度介護前払保険金を換算基準日(※1) の当社所定の為替レートにより円換算してお支払いします。 ・複数通貨でのお支払いはしません。

(※1)当社の定める書類が当社に到着した日(書類に不備がある場合は、完備された書類が当社に到着した日)をいいます。 ただし、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

■当社所定の為替レート

重度介護前払特約のお取扱いにおいて適用する当社所定の為替レートはTTM(※2)-50銭(※3)(※4)です。

- (※2) 当社が指標として指定する金融機関が公示するTTSとTTBの仲値とします。なお、1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。
- (※3) 当社が指標として指定する金融機関が公示するTTBを下回ることはありません。
- (※4) 当社所定の為替レートは当社の定める書類が当社に到着した日(書類に不備がある場合は、完備された書類が当社に到着した日) のものを適用しますが、当社が指標として指定する金融機関がその営業日においてTTS・TTBを公示しない場合は、上記に記載の為替レートと異なる為替レートに変更することがあります。

■為替リスク

- ・この特約を外貨建保険に付加する場合、為替レートの変動による影響を受けます。為替レートの変動による価格変動のおそれを為替リスクといい、この特約にかかる為替リスクはご契約者または保険金の受取人に帰属します。また、為替レートの変動がなかった場合でも為替手数料分のご負担が生じます。
- ・重度介護前払保険金を円貨で受け取る場合、請求時の為替レートを適用するため、為替レート の変動の影響を受けます。

(円貨での受取額は、為替レートがご契約時から変動しなかった場合と比べ、少なくなることがあります。)

■ 税務上のお取扱い

重度介護前払保険金は、被保険者が受け取られる場合、全額非課税となります。 (2020年4月現在の税制に基づく記載であり、将来変更となることがあります。)

■ 重度介護前払保険金をお支払いできない場合

- ・被保険者またはご契約者の故意または重大な過失によるとき
- ・被保険者の犯罪行為によるとき
- ・被保険者の薬物依存によるとき
- ・戦争その他の変乱によるとき(※5)
- ・保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または死亡保険金 受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの重大事由 によりご契約や特約が解除された場合
- (※5) 該当する被保険者数の増加が、この特約の計算基礎に重大な影響を及ぼす場合に限ります。 ただし、その程度に応じ、一部削減してお支払いする場合もあります。



●円貨支払制度について、重度介護前払保険金のお支払理由に該当された時から、当社が 所定の書類を受け付けるまでの期間における為替レートの変動リスクは、保険金の受取 人に帰属します。

・当社所定の為替レートは2021年2月現在のものです。今後変動することがあります。また、当社所定の具体的な為替レートについては、当社ホームページでご確認いただけます。

■個人情報保護に関する基本方針

当社は、個人情報の保護が個人の生命・身体・財産の安全に関わる重要な問題であることを深く認識し、個人の権利・利益の保護およびお客さまの信頼を第一に考え、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」といいます。)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)、その他の法令・ガイドラインや一般社団法人生命保険協会の指針を遵守して、機密性・正確性を保持する等、個人情報を適正に取り扱ってまいります。

1 個人情報の利用目的

- 当社は、個人情報を以下の目的を達成するために必要な範囲にのみ利用させていただき、それ以外の目的には利用いたしません。
 - ・各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
 - ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供(※)、ご契約の維持管理
 - ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ・その他保険に関連・付随する業務

ただし、マイナンバー(個人番号)につきましては、以下の目的の範囲内で利用させていただきます。

- ・保険取引に関する支払調書作成事務
- ・報酬、料金等の支払調書作成事務
- ・不動産の使用料等の支払調書作成事務
- ・その他、当社が法令に基づいて行う個人番号関係事務等
- 利用目的が法令により限定されている場合について 個人信用情報機関より提供を受けた個人信用情報については、保険業法施行規則に基づき、返済能

個人信用情報機関より提供を受けた個人信用情報については、保険業法施行規則に基づさ、返済能力の調査に利用目的が限定されています。また、保健医療等の「機微(センシティブ)情報」については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

2 個人情報の収集方法

● 当社は、上記の利用目的を達成するために必要な範囲で、お客さまの住所・氏名・生年月日・性別・ 職業・健康状態等の個人情報を、申込書・請求書・アンケート等の適正な手段で収集させていただ きます。

3 個人データの提供

- 当社は、個人データを機密情報として厳正に管理し、次の場合を除き、直接・間接を問わず、第三者に提供いたしません。
 - a. あらかじめ本人の同意を得た場合
 - b. 個人情報保護法、番号法、その他の法令に基づく場合
 - c. 個人情報保護法に従ってお客さまの個人情報の共同利用を行う場合
 - ・生命保険協会等との個人データの共同利用のお取扱いについて 当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確 実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「医療保障保険契約内 容登録制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、当社の保険契約等に関する所定の情 報を特定の者と共同して利用しております。当社は、業務の健全かつ適切な運営および保険 募集の公正を確保し、保険契約者等の利益の保護および生命保険事業の健全な発達に資する よう、「募集人登録情報照会制度」、「合格情報照会制度」、「廃業等募集人情報登録制度 及び代理店廃止等情報制度」、「変額保険販売資格者登録制度」に基づき、募集人等に関す る所定の情報を特定の者と共同して利用しております。
 - ・当社子会社との共同利用について 当社は、メディケア生命保険株式会社、その他事業報告書等に記載されている当社の子会社

との間で、個人データを共同利用します。

- d. 適切な安全管理に基づいて、上記の利用目的を達成するために必要な範囲で、生命保険に関わる確認業務、情報システムの保守、運送、印刷等の各種業務において、個人情報の取扱いの一部または全部を外部委託する場合があります。外部委託を行う場合、外部委託先における個人情報の安全管理について適切に監督します。
- e. その他個人情報保護法に基づきお客さまの個人情報を提供することが認められている場合 お客さまの個人番号については、番号法で認められた場合を除き、第三者に提供いたしません。

4 個人データの安全管理措置

- 当社は、漏えい・滅失・き損・不正アクセスの防止その他の個人データの安全管理のために、適正 な情報セキュリティを確立し、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
- 当社は、個人データの安全管理に関し、取得・利用・保管・送付・廃棄等、管理段階ごとに社内規定を 整備のうえ、定期的に教育する等により、従業者に周知徹底いたします。
- 当社は、個人データの取扱いを委託する場合には、適切な委託先を選定するとともに、委託先の義務と責任を契約により明確にする等、委託先において個人情報が安全に管理されるよう適切に監督いたします。
- 個人データの安全管理措置は、定期的に見直し、改善してまいります。

5 個人情報のお取扱いに関するご照会およびご意見・ご要望の窓口

● 当社は、個人情報のお取扱いに関するご照会およびご意見・ご要望に適切かつ迅速に対応いたします。 下記のくお問合せ先>までお申し出ください。

6 個人情報保護法に基づく保有個人データの開示等に関するご請求

● 個人情報保護法に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正または利用停止等に関する ご請求については、下記のくお問合せ先>までお申し出ください。なお、利用目的の通知、開示請 求については別途ご案内する所定の手数料をいただきます。

くお問合せ先>

スミセイコールセンター 0000120-506081

< 受付時間> 月〜金曜日…午前9時〜午後6時 土曜日……午前9時〜午後5時 (日・祝日・12/31〜1/3を除く)

7 当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

● 当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、 対象事業者の個人情報のお取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<認定個人情報保護団体のお問合せ先>

- 一般社団法人 生命保険協会 生命保険相談所
- ●ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/
- ●本方針は個人情報保護法、その他関係法令、およびガイドライン等に基づき当社ホームページで継続して公表しております。本方針は今後の安全管理上の技術向上などを反映し適宜変更する場合があります。変更内容はホームページ上で公表いたします。
- (※)「関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供」、「お客さま種類ごとの利用目的の例示」、「従業員等の個人情報の利用目的」、「再保険を行う場合の個人データのお取扱い」ならびに「当社の企業保険商品にご加入のお客さまへのご案内」等、本方針の詳細は当社ホームページをご覧ください。

(https://www.sumitomolife.co.jp)

約

款

■約款は、ご契約者と保険会社との契約内容を 記載したものです。

くく読み方について>>

本文中、「①」・・・「第1項」

「1」・・・「第1号」

重度介護前払特約 目次

1. 総則

第1条 用語の意義

第2条 特約の締結

第3条 特約の責任開始期

■ 2. 重度介護前払保険金の支払い

第4条 重度介護前払保険金の支払い

第5条 重度介護前払保険金の支払いに関するその他 の事項

第6条 戦争その他の変乱の場合の特例

■ 3. 重度介護前払保険金を支払わない場合(免責事由)

第7条

■ 4. 特約保険料の払込み

第8条

■ 5. 特約の消滅

第9条

■ 6. 重度介護前払保険金の受取人の変更

第10条

■ 7. 特約の解約・解約返戻金額

第11条 特約の解約

第12条 解約返戻金額

第13条 債権者等による解約の効力等

■ 8. 社員配当金の特別支払い

第14条

9. 請求手続き

第15条

■ 10. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

第16条

■ 11. 主約款の準用

第17条

12. 特則

第18条 中途付加の場合の特則

第19条 主契約に質権が設定されている場合の特則 第20条 主契約が5年ごと利差配当付指定通貨建終身

保険(一時払い)(19)の場合の特則

重度介護前払特約

1. 総則

第1条 (用語の意義)

この特約において「特約基準保険金額」とは、重度介護前払保険金を支払う際に基準となる保険金額をいい、支払請求の際、重度介護前払保険金の受取人が指定するものとします。

第2条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第3条 (特約の責任開始期)

この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。

■ 2. 重度介護前払保険金の支払い

第4条 (重度介護前払保険金の支払い)

① 次表に定めるところにより、重度介護前払保険金を被保険者に支払います。

	次のいずれの条件にも該当する場合に支払います。
	イ.請求日 ^[1] において、被保険者が、公的介護保険制度 ^[2] にもとづき、要介護4以上の状態 ^[3]
	に該当していると認定されていること
1. 支払理由	口. 重度介護前払保険金の請求に必要な書類(必要事項が完備されていることを要します。)
	が会社に着いていること
	ハ.請求日が主契約の第1保険期間満了日の翌日以後であること
	ニ.請求日における被保険者の年齢が満65歳以上であること
	次のいずれか大きい金額を支払います。
o +++ +=	イ. 特約基準保険金額から、請求日における被保険者の年齢および性別に応じた会社の定める
2. 支払額	期間の特約基準保険金額に対応する会社の定める利率による利息を差し引いた金額
	口.請求日における主契約のうち特約基準保険金額に対応する部分の解約返戻金相当額

- ② 特約基準保険金額は、主契約の基本保険金額のうち、会社の定める範囲内で指定することを要します。
- ③ 重度介護前払保険金を支払った場合は、次表に定めるところによります。

1. 特約基準保険金額が主契約の 基本保険金額と同額のとき	主契約は、請求日にさかのぼって消滅するものとします。
2. 特約基準保険金額が主契約の 基本保険金額より少額のとき	主契約の基本保険金額は、請求日にさかのぼって特約基準保険金額と同額分減額 されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の定めにかかわらず、減額部分に解約返戻金があるときでもこれを支払いません。

④ 第1項にかかわらず、保険契約者および主契約の死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人を含めます。)が 同一法人の場合には、重度介護前払保険金をその法人に支払います。

第5条 (重度介護前払保険金の支払いに関するその他の事項)

- ① 重度介護前払保険金が支払われる前に主契約の保険金の支払請求を受け、主契約の保険金が支払われるときは、会社は、重度介護前払保険金を支払いません。
- ② 主契約の保険金が支払われた場合には、その支払い後に重度介護前払保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ③ 重度介護前払保険金が支払われた後に、主契約の保険金の請求を受けたときは、次表に定めるところによります。

1. 重度介護前払保険金の支払いが前条 第3項第1号に該当していた場合	主契約の保険金は支払いません。
2. 重度介護前払保険金の支払いが前条	重度介護前払保険金の支払いによる減額後の保険金額にもとづき支払いま
第3項第2号に該当していた場合	す。

第6条(戦争その他の変乱の場合の特例)

被保険者が戦争その他の変乱により重度介護前払保険金の支払理由に該当した場合に、戦争その他の変乱により重度介護前払保険金の支払理由に該当した被保険者の数の増加が重度介護前払保険金の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、その程度に応じ、重度介護前払保険金の金額を削減して支払いまたはその金額の全額を支払いません。

3. 重度介護前払保険金を支払わない場合(免責事由)

第7条

被保険者が次のいずれかにより重度介護前払保険金の支払理由に該当したときは、重度介護前払保険金を支払いません。

- 1. 被保険者または保険契約者の故意または重大な過失
- 2. 被保険者の犯罪行為

第4条補則

- [1]第1号ロの書類が会社に着いた日をいいます。以下同じ。
- [2]「公的介護保険制度」とは、介護保険法にもとづく介護保険制度をいいます。
- [3]「要介護4以上の状態」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に定める要介護4または要介護5のいずれかの状態をいいます。

3. 被保険者の薬物依存[1]

4. 特約保険料の払込み

第8条

この特約は保険料の払込みを要しません。

5. 特約の消滅

第9条

次の場合には、この特約は消滅します。

- 1. 重度介護前払保険金の支払いにより特約基準保険金額が通算して会社の定める限度額に達したとき
- 2. 主契約が消滅したとき

6. 重度介護前払保険金の受取人の変更

第10条

重度介護前払保険金の受取人は、この特約で定める者以外の者に変更することはできません。

■ 7. 特約の解約・解約返戻金額

第11条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第12条 (解約返戻金額)

この特約の解約返戻金はありません。

第13条 (債権者等による解約の効力等)

- ① 債権者等によるこの特約の解約に際しては、主約款に準じて取り扱います。
- ② 前項の場合、解約停止期間中に重度介護前払保険金の支払理由が生じ重度介護前払保険金を支払うべきときは、会社は、重度介護前払保険金の限度で主契約のうち特約基準保険金額に対応する部分についての一定の金額を債権者等に支払い、残額があるときはその残額を重度介護前払保険金の受取人に支払います。

8. 社員配当金の特別支払い

第14条

- ① 主約款に定める社員配当金の割当ての規定によるほか、会社は、定款により積み立てた社員配当準備金から、請求 日の直前の事業年度末に、次の事業年度内に直前の5年ごと応当日から起算して1年を経過して請求日があり、重度 介護前払保険金を支払う保険契約のうち、特約基準保険金額に対応する部分に対して、社員配当金を割り当てます。
- ② 重度介護前払保険金が支払われる場合、主契約のうち特約基準保険金額に対応する部分に対しては、主約款に定める社員配当金の支払いの規定にかかわらず、請求日の直前の事業年度末に割り当てた社員配当金を、主契約の保険金支払いの際の取扱いに準じて、重度介護前払保険金の支払いの際に重度介護前払保険金の受取人に支払います。
- ③ 重度介護前払保険金の支払いにより、主契約が消滅する場合、社員配当金は重度介護前払保険金の受取人に支払います。

補 則 欄

第7条補則

[1] 平成 6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号 F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

9. 請求手続き

第15条

重度介護前払保険金の支払いは、会社所定の請求書およびその請求手続きに必要な書類^[1]を会社に提出して請求して てください。

10. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

第16条

- ① この特約の給付にかかわる公的介護保険制度 $^{[1]}$ の変更が将来行われたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、重度介護前払保険金の支払理由の変更を行うことがあります。
- ② 前項により重度介護前払保険金の支払理由を変更するときは、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

11. 主約款の準用

笙17冬

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。

12. 特則

第18条 (中途付加の場合の特則)

- ① 主契約締結後においても、保険契約者から申出があり、被保険者の同意を得たうえで会社が承諾したときは、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- ② 会社が中途付加を承諾した場合には、会社が承諾した時からこの特約の責任を負います。

第19条(主契約に質権が設定されている場合の特則)

主契約に質権が設定されている場合は、第4条(重度介護前払保険金の支払い)第1項にかかわらず、重度介護前 払保険金を支払いません。

第20条 (主契約が5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険 (一時払い) (19)の場合の特則)

この特約が5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)(19)に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第9条(特約の消滅)の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

|5.特約の消滅

第9条

次の場合には、この特約は消滅します。

- 1. 重度介護前払保険金の支払いにより特約基準保険金額が通算して会社の定める限度額に達したとき
- 2. 主契約が消滅したとき
- 3. 主契約が円建終身保険に変更されたとき
- 2. 第18条(中途付加の場合の特則)の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第18条 (中途付加の場合の特則)

- ① 主契約締結後においても、保険契約者から申出があり、被保険者の同意を得たうえで会社が承諾したときは、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- ② 会社が中途付加を承諾した場合には、会社が承諾した時からこの特約の責任を負います。
- ③ 第1項にかかわらず、主契約が円建終身保険に変更されているときは、この特約の中途付加は取り扱いませ

第15条補則

[1]請求権者であることを証する書類、重度介護前払保険金の支払理由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、会社が提出を求めるものとします。

第16条補則

[1]「公的介護保険制度」とは、介護保険法にもとづく介護保険制度をいいます。